

1月26日は「文化財防火デー」です
育てよう 歴史を守る 防火の心



【荏原消防署 消防演習】

日時:平成24年1月23日(月) 10時00分～

場所:戸越八幡神社 (品川区戸越二丁目6番23号)

(1) 文化財防火デー

「文化財防火デー」は昭和30年に定められ、以来、平成24年で58回目を迎えます。

奈良県の法隆寺にて、昭和の大修理(昭和9年から昭和60年)中の昭和24年1月26日早朝、金堂で壁画の模写をしていた作業員が保温用に使っていた電気座布団のスイッチの切り忘れが原因で火災となり、白鳳時代(7世紀末から8世紀初期)に描かれた十二面壁画が焼損し、社会的に大きな衝撃を与えました。

その後、同年2月には愛媛県の松山城の筒井門等3棟が、6月には北海道の松前城の天守等2棟が焼損しました。これらの火災によって、「先人たちが残した文化財を火災から守ろう」という世論が高まり、昭和25年に文化財保護法が制定され、昭和30年から1月26日を文化財防火デーとし、文化財の防火設備の点検と整備を行うとともに、消防演習などを実施して文化財を火災から守る運動を展開することとなりました。

日本の文化財は、木や紙などの可燃物で造られているものが多く、一度、火災になると大きな被害を被る危険性が高くなっています。

東京消防庁では、この1月26日を中心に放火火災の予防や自衛消防訓練の実施などを呼びかけ、将来に継承すべき貴重な財産である文化財の火災予防を推進します。

(2) 文化財の指定と種類

文化財保護法は、文化財の保存・活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的としています。また、同法では文化財を6つの類型に分類・定義し、それぞれの区分で重要なものを指定等することによって、法の下での保護の対象としています。



さらに、同法に基づき指定等がなされていない場合であっても、都道府県及び市区町村の教育委員会は、文化財保護条例を制定し、それぞれの地域にとって重要な文化財を指定するなど、その保存及び活用のため必要な措置を講じています。

文化財保護法では、国指定文化財の保存等は国と地方公共団体の任務とし、加えて地方公共団体は独自に指定等を行うことによって、全体として多様な文化財の保存・活用を図るしくみとしています。

お願いとお知らせ

■周辺地域住民の方々へ

文化財における過去の出火原因は、放火によるものが多く発生しています。地域住民の方々に協力体制を築き、「放火されない・させない」環境づくりを進めましょう。

また、近隣の町会・自治会の方々などの協力による、災害発生時における地域の協力体制づくり、文化財施設関係者と周辺地域住民の方々が連携した訓練を行いましょう。

■都民の方々へ

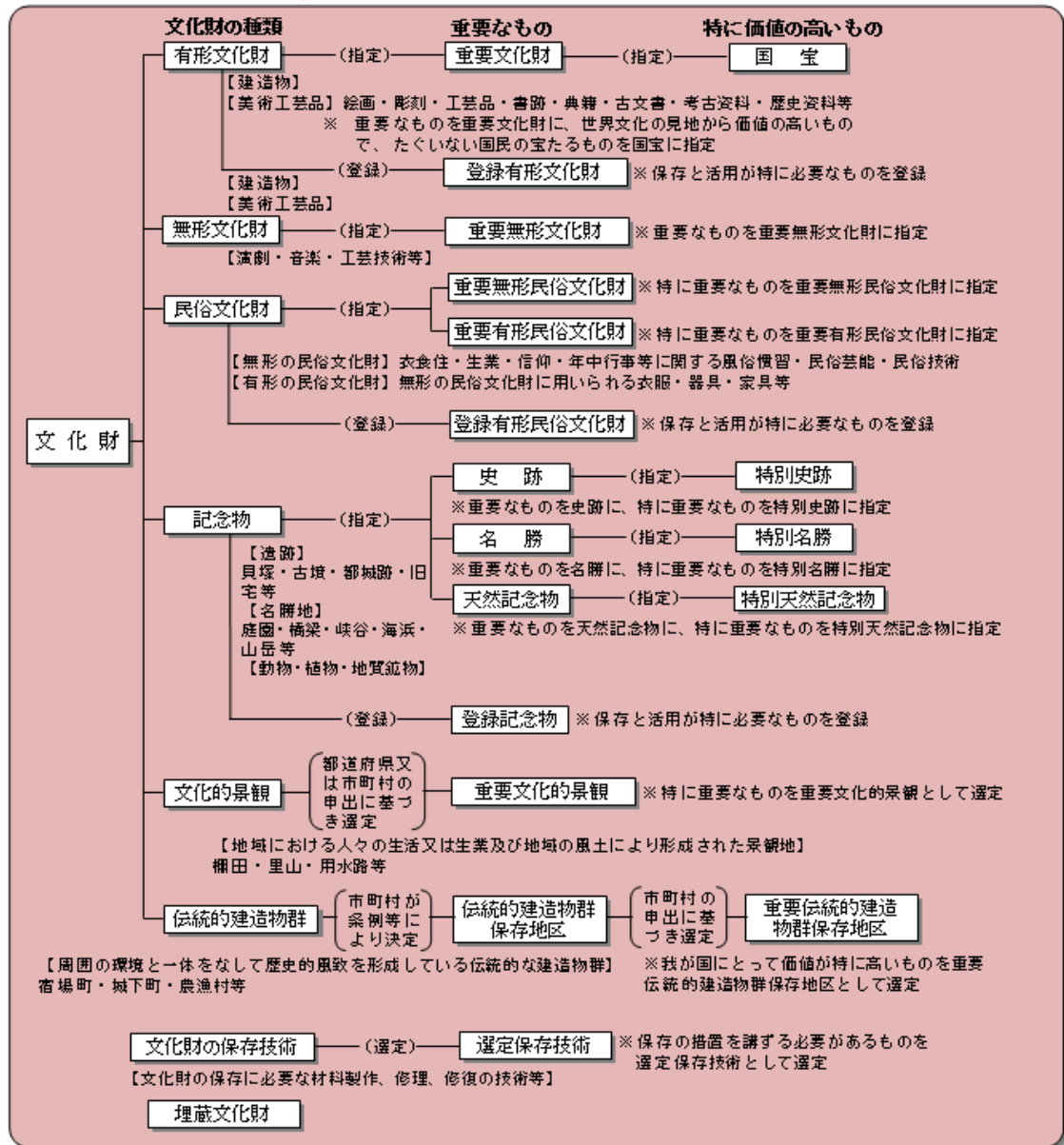
火災予防条例により、文化財保護法で指定された建造物の内部や周囲では喫煙、裸火の使用及び火災予防上危険な物品の持込みが禁止されています。このことは標識により掲示されていますので、これに従ってください。

■児童、生徒等の方々へ

文化財を継承する重要性や文化財の愛護に関する意識を高めましょう。

また、文化財施設で実施する消防訓練等の見学会などに併せて防火意識を高めましょう。

文化財保護の体系



東京都文化財保護条例

